

熊本県個人情報保護制度審議会次第

日 時 : 平成28年11月28日(月)

午前10時～正午

場 所 : 県庁行政棟本館5階審議会室

1 開 会

2 議 事

(1) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について

(2) その他報告事項

3 閉 会

〈議事関係資料〉

資料1 熊本県個人情報保護条例の一部改正について

1-1 熊本県個人情報保護条例の一部改正(案)の概要

1-2 新旧対照表(案)

1-3 関係規程

1-4 参考資料

(資料1:参考)

熊本県個人情報保護条例改正スケジュール(予定)

平成28年度 個人情報保護制度審議会議事見込

資料2 平成27年度個人情報保護条例の運用状況について

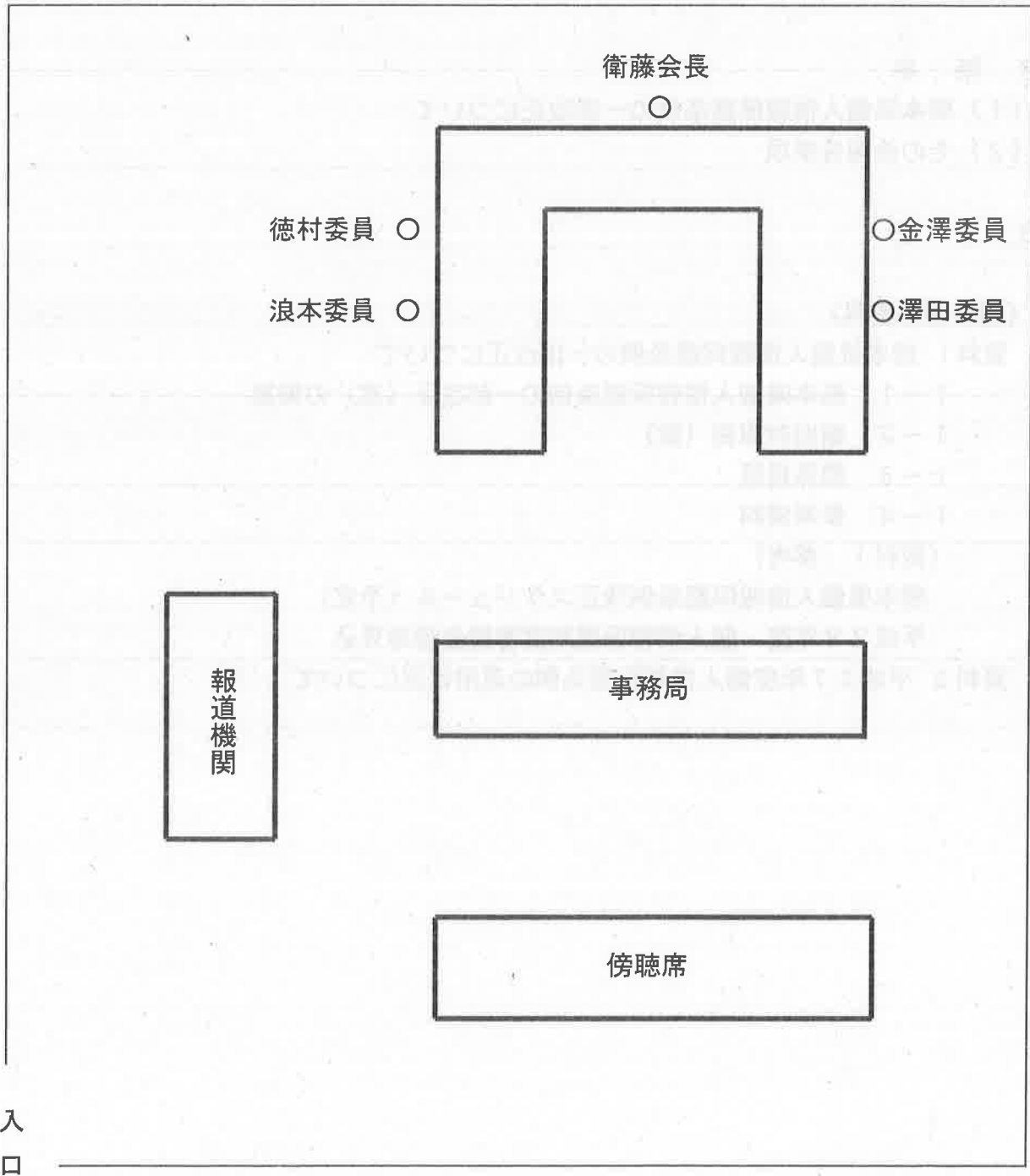
熊本県個人情報保護制度審議会

配 席 図

日 時 : 平成28年11月28日(月)

午前10時~正午

場 所 : 県庁行政棟本館5階審議会室



熊本県個人情報保護制度審議会委員名簿
(第8期：平成27年4月28日～平成29年4月27日)

(50音順)

氏 名	現職・主な経歴	備 考
えとう つぎお 衛藤 二男	弁護士	会長
かなざわ ゆうこ 金澤 裕子	熊本民事調停協会副会長	
さわだ みちお 澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授	会長職務代理者
そん ねいへい 孫 寧平	熊本高等専門学校人間情報システム工学科教授	
とくむら みか 徳村 美佳	消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表	
なみもと ひろし 浪本 浩志	熊本学園大学経済学部准教授	

熊本県個人情報保護条例の一部改正について

- 1-1 熊本県個人情報保護条例の一部改正（案）の概要
- 1-2 新旧対照表（案）
- 1-3 関係規程
- 1-4 参考資料

（資料1：参考）

熊本県個人情報保護条例改正スケジュール（予定）

平成28年度 個人情報保護制度審議会議事見込

熊本県個人情報保護条例の一部改正（案）の概要

熊本県個人情報保護条例の一部改正（案）の概要

1 法令等改正の概要

- 平成 27 年 9 月 個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）が改正
→個人情報保護委員会の新設、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備、匿名加工情報に関する規定の整備、及び小規模事業者への法適用等の改正が行われた。→資料 1 - 4 参照
- 平成 28 年 5 月 行政機関の保有する個人情報に関する法律（行政機関個人情報保護法）が改正
→個人情報保護法の改正を受け、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備、非識別加工情報に関する規定の整備等の改正が行われた。
- 平成 28 年 10 月 個人情報保護に関する基本方針（基本方針）の一部変更が閣議決定
→地方公共団体についても「特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、①個人情報の定義の明確化、②要配慮個人情報の取扱い、③非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」（原文は番号なし）とされた。

2 条例改正の概要

法令等の改正を受け、今回、以下について熊本県個人情報保護条例の改正を行う。

- 個人情報の定義の明確化（基本方針①）
 - 要配慮個人情報の取扱い（ " ②）
 - 県出資法人等の措置に関する規定の削除（小規模事業者が個人情報保護法の適用対象となったことへの対応）
- 各項目の詳細は、別表のとおり。

※なお、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備（基本方針③）等については、平成 29 年度以降に検討する予定。

(別表) 条例改正項目 (個人情報保護法・行政機関個人情報保護法改正関係)

項目	法令 (改正後)	条例 (現行)	改正後の規定内容 (条例)	改正前の規定 (条例)
① 個人情報の定義の明確化	個人情報保護法 2条1項、2項 (行政機関個人情報保護法) 2条2項、3項	2条1号	行政機関個人情報保護法に倣い、個人情報保護法の定義の明確化を図る。 なお、 <u>個人情報保護法の定義は「行政機関個人情報保護法に規定するもの」とする。</u> ○今回の法改正で個人情報保護法に該当するとされたもの (※個人情報保護法の規定) 1) 以下の身体の特徴を変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるもの (ア)DNAを構成する塩基の配列 (イ)顔の骨格等によって定まる容貌 (ウ)虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 (エ)発声の際の声帯の振動、声門の開閉等 (オ)歩行の際の姿勢、態様 (カ)静脈の形状 (キ)指紋又は掌紋 2) 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号 3) 国民健康保険等の被保険者証の記号、番号及び保険者番号、並びに特別永住者証明書の番号等	「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

<p>②要配慮個人情報の収集制限</p>	<p>(個人情報保護法) 2条3項 17条2項 (行政機関個人情報保護法) 2条4項</p>	<p>7条5項</p>	<p>行政機関個人情報保護法において新たに設けられた要配慮個人情報の定義に合わせ、条例で収集を原則禁止とする個人情報(いわゆるセンシティブ情報)を追加する。 なお、従来と同様、3つの例外事項に該当する場合には、収集可能とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人種 2) 信条(思想と信仰を含む) 3) 社会的身分(単なる職業的地位や学歴は除く) 4) 病歴 5) 犯罪の経歴 6) 犯罪により書を被った事実 7) 心身の機能の障害があること 8) 健康診断の結果 9) 医師等による指導、診療、調剤が行われたこと 10) 本人を被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと 11) 本人に対して、少年法に基づき保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと 12) その他社会的差別の原因となる個人情報 <p>※法において要配慮個人情報の項目が追加された場合には、追加された時点で条例改正又は運用解釈のどちらで対応するか判断する(「法に規定するもの」とはしない。)</p>	<p>収集を原則禁止とする個人情報(いわゆるセンシティブ情報)として以下を挙げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 思想、信条、信教 2) 犯罪歴 3) その他社会的差別の原因となる個人情報 <p>なお、以下の3つの例外事項に該当する場合には収集を認めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 法令等の定めがある場合 2) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。 3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないとき実施機関が認めるとき。
----------------------	---	-------------	---	---

<p>③出資法人等の措置に関する規定の削除</p>	<p>(個人情報保護法) 2条5項</p>	<p>34条</p>	<p>個人情報保護法の改正に伴い、小規模事業者（取り扱う個人情報量が5,000人以下）が個人情報取扱事業者となり、個人情報保護法の規制対象となるため、県出資法人等の措置に関する規定を削除する。</p> <p>※これまで、法における<u>個人情報取扱事業者に該当せず法の規制対象とならない小規模事業者のうち、県が出資等を行う法人その他県政と特に密接な関連を有する法人を個人情報の保護に努める出資法人等として指定し、要項整備、指導・助言等を行ってきた。</u></p>	<p>「県が出資等を行う法人その他県政と特に密接な関連を有する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく県の施策に留意しつつ、県に準じた個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」</p>
---------------------------	---------------------------	------------	--	---

新旧对照表 (案)

熊本県個人情報保護条例新旧対照表 (案)

※検討中のものです。

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第5条)</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務(第6条-第13条)</p> <p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第14条-第25条の7)</p> <p>第3節 救済措置等(第25条の8-第31条)</p> <p>第4節 他の法令等との調整等(第32条)</p> <p>第2章の2 特定個人情報に関する特例(第32条の2-第32条の7)</p> <p>第3章 事業者に対する施策等(第33条・第34条)</p> <p>第4章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会(第35条-第40条)</p> <p>第5章 雑則(第41条-第43条)</p> <p>第6章 罰則(第44条-第48条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第5条)</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務(第6条-第13条)</p> <p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第14条-第25条の7)</p> <p>第3節 救済措置等(第25条の8-第31条)</p> <p>第4節 他の法令等との調整等(第32条)</p> <p>第2章の2 特定個人情報に関する特例(第32条の2-第32条の7)</p> <p>第3章 事業者に対する施策等(第33条・第34条)</p> <p>第4章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会(第35条-第40条)</p> <p>第5章 雑則(第41条-第43条)</p> <p>第6章 罰則(第44条-第48条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当する</p>

名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができるものを含む。)をいう。

- (2) (略)
- (3) 情報提供等記録 番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

- (4)～(6) (略)
- (7) 行政文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～ウ (略)

ものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。))をいう。以下同様じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

イ 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。

- (2) (略)
- (3) 情報提供等記録 番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(4)～(6) (略)

- (7) 行政文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録

であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～ウ (略)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 実施機関の義務

(登録対象事務の登録及び閲覧)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により、特定の個人を検索し得る状態で個人情報記録されている行政文書を使用するもの(以下「登録対象事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(1)～(10) (略)

2～5 (略)

(収集の制限)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるとき。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 実施機関の義務

(登録対象事務の登録及び閲覧)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により、特定の個人を検索し得る状態で個人情報記録されている行政文書を使用するもの(以下「登録対象事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(1)～(10) (略)

2～5 (略)

(収集の制限)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 実施機関は、次の各号に関する記述等を含む個人情報を収集してはならない。

(1) 人種

(2) 信条

(3) 社会的身分

(4) 犯罪の経歴

(5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと

(6) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

(7) 犯罪により害を被った事実

(8) 病歴

(9) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
(10) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(11) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

(12) その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項各号の個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるとき。

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報^{が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。}

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報^{が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。}

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>_____又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(部分開示)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>_____又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(部分開示)</p> <p>第17条 (略)</p>
<p>2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第2章の2 特定個人情報に関する特例</p> <p>(特定個人情報の利用停止請求等)</p> <p>第32条の6 開示を受けた自己特定個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、当該実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の利用停止を</p>	<p>2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等_____の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第2章の2 特定個人情報に関する特例</p> <p>(特定個人情報の利用停止請求等)</p> <p>第32条の6 開示を受けた自己特定個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、当該実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の利用停止を</p>

請求することができる。

(1) 第7条第1項もしくは第2項の規定に違反して収集されたものがあるとき、第32条の3の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

2・3 (略)

第3章 事業者に対する施策等

(県出資法人等の措置)

第34条 県が出資等を行う法人その他県政と特に密接な関連を有する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく県の施策に留意しつつ、県に準じた個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会

(個人情報保護制度審議会)

第35条 (略)

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 番号利用法第27条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。

請求することができる。

(1) 第7条第1項もしくは第2項の規定に違反して収集されたものがあるとき、第32条の3の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

2・3 (略)

第3章 事業者に対する施策等

第34条 削除

第4章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会

(個人情報保護制度審議会)

第35条 (略)

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 番号利用法第28条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。

(3) (略)
3~7 (略)

(3) (略)
3~7 (略)

関係規定

- ・ 熊本県個人情報保護条例（抜粋）
- ・ 個人情報保護法新旧対照表（抜粋）
- ・ 個人情報保護法施行令新旧対照表（抜粋）
- ・ 個人情報保護委員会規則第三号（抜粋）
- ・ 行政機関個人情報保護法新旧対照表（抜粋）
- ・ 個人情報の保護に関する基本方針の一部変更新旧対照表（抜粋）

熊本県個人情報保護条例（抜粋）

第1章 総則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報であるものをいう。
- (3) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 行政文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)第2条第6項に規定する特定歴史公文書
 - ウ 熊本県立図書館、熊本県立美術館その他知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの(イに掲げるものを除く。)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 実施機関の義務

（登録対象事務の登録及び閲覧）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により、特定の個人を検索し得る状態で個人情報が記録されている行政文書を使用するもの(以下「登録対象事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 登録対象事務の名称
- (2) 登録対象事務の目的
- (3) 登録対象事務を所管する組織の名称
- (4) 登録対象事務の根拠
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 記録されている個人情報の項目
- (7) 個人情報の主な収集先
- (8) 個人情報の収集方法

- (9) 個人情報の目的外の利用及び提供の有無及び内容
- (10) 登録対象事務の開始年月日
- 2 実施機関は、登録対象事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該登録対象事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、前項の規定により登録した登録対象事務を廃止したときは、速やかに、当該登録対象事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
 - (1) 県若しくは県が設立した地方独立行政法人の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員及び県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
 - (2) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務
 - (3) 犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、熊本県個人情報保護制度審議会(以下この章において「審議会」という。)の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会及び警察本部長は、第1項各号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を記載せず、又は当該個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

(収集の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 実施機関は、前項の目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
 - 3 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
 - (5) 他の実施機関から提供を受けるとき。
 - (6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関から収集する場合において、本人以外の者から収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (7) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (8) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することとしたのでは実施機関の個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じるおそれ又は実施機関の個人情報取扱事務の円滑な実施が困難となるおそれがあると実施機関が認めるとき。
 - 4 実施機関は、本人から書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を明示しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (4) 収集の状況からみて個人情報取扱事務の目的が明らかであると認められるとき。
- 5 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるとき。

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者(第14条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第19条第6項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (6) 個人の評価、診断、選考、指導等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が開示情報とそれ以外の個人情報とからなる場合において、これらの個人情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報を除いた個人情報につき、開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第 3 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第 2 章の 2 特定個人情報に関する特例

(特定個人情報の利用停止請求等)

第 32 条の 6 開示を受けた自己特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報の利用停止を請求することができる。

- (1) 第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して収集されたものであるとき、第 32 条の 3 の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき当該特定個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第 9 条又は番号利用法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。
- 3 第 25 条の 5 から第 25 条の 7 までの規定は、特定個人情報の利用停止について準用する。この場合において、第 25 条の 5 第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 32 条の 6 第 1 項」と、同条第 2 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において読み替えて準用する第 15 条第 2 項」と、「同条第 3 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において準用する第 15 条第 3 項」と、第 25 条の 7 第 1 項ただし書中「第 25 条の 5 第 2 項」とあるのは「第 32 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する第 25 条の 5 第 2 項」と、同条第 4 項中「第 19 条第 5 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において準用する第 19 条第 5 項」と読み替えるものとする。

第 3 章 事業者に対する施策等

(県出資法人等の措置)

第 34 条 県が出資等を行う法人その他県政と特に密接な関連を有する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく県の施策に留意しつつ、県に準じた個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 4 章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会

(個人情報保護制度審議会)

第 35 条 個人情報の保護に関する重要事項について調査審議するため、熊本県個人情報保護制度審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(2) 番号利用法第 27 条第 1 項の規定に基づく個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。

(3) 前 2 号に掲げる事務のほか、個人情報の保護に関する重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）</p> <p>第三章 個人情報の保護に関する施策等</p> <p>第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）</p> <p>第二節 国の施策（第八条—第十条）</p> <p>第三節 地方公共団体の施策（第十一条—第十三条）</p> <p>第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）</p> <p>第四章 個人情報取扱事業者の義務等</p> <p>第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条—第三十五条）</p> <p>第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条—第三十九条）</p> <p>第三節 監督（第四十条—第四十六条）</p> <p>第四節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条—第五十条）</p> <p>第五章 個人情報保護委員会（第五十九条—第七十四条）</p> <p>第六章 雑則（第七十五条—第八十一条）</p> <p>第七章 罰則（第八十二条—第八十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）</p> <p>第三章 個人情報の保護に関する施策等</p> <p>第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）</p> <p>第二節 国の施策（第八条—第十条）</p> <p>第三節 地方公共団体の施策（第十一条—第十三条）</p> <p>第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）</p> <p>第四章 個人情報取扱事業者の義務等</p> <p>第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条—第三十六条）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第三十七条—第四十条）</p> <p>第五章 個人情報保護委員会（第五十条—第六十五条）</p> <p>第六章 雑則（第六十六条—第七十二条）</p> <p>第七章 罰則（第七十三条—第七十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>（新設）</p>

しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2| この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3| この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4| この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一・二 (略)

5| この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース

(新設)

(新設)

(新設)

2| この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

3| この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベ

ス等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
一〜四 (略)

(削除)

6| 8| (略)

9| この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報

の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別すること
ができないうに個人情報加工して得られる個人に関する情報であ
つて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等
の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規
則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識
別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することので
きる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む
)。

10| この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を

含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて
検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の匿名加
工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと
して政令で定めるもの(第三十六条第一項において「匿名加工情報デー
ベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第五
項各号に掲げる者を除く。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の
一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必
要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう
必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の
国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合の
とれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものと
する。

ス等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
一〜四 (略)

(新設)

4| 6| (略)

5| その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を
害するおそれが少ないものとして政令で定める者

(新設)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利
益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保す
る必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられる
よう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第七条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〇五 (略)

六 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七・八 (略)

三〇五 (略)

(利用目的の特定)

第十五条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(適正な取得)

第十七条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

第七条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〇五 (略)

六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七・八 (略)

三〇五 (略)

(利用目的の特定)

第十五条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(適正な取得)

第十七条 (略)

(新設)

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(データ内容の正確性の確保等)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなつたときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとされている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一・二 (略)

三 第三者への提供の方法

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一・二 (略)

三 第三者への提供の手段又は方法

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（第一条関係）

改正後	現行
<p>(個人識別符号)</p> <p>第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの</p> <p>イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列</p> <p>ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によつて定まる容貌</p> <p>ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</p> <p>ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化</p> <p>ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様</p> <p>ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によつて定まるその静脈の形状</p> <p>ト 指紋又は掌紋</p> <p>二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号</p> <p>三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十四条に規定する基礎年金番号</p> <p>四 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号</p>	<p>(新設)</p>

(傍線の部分は改正部分)

- 五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
- 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号
- 七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項の被保険者証
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証
 - ハ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証
- 八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

- 第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。
- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
 - 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
 - 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

（新設）

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報データベース等）

第三条 法第二条第四項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであつて、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

2 法第二条第四項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（削除）

（個人情報データベース等）

（新設）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（個人情報取扱事業者から除外される者）

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によつて識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によつ

(保有個人データから除外されるもの)

第四条 法第二条第七項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(保有個人データから除外されるものの消去までの期間)

第五条 法第二条第七項の政令で定める期間は、六月とする。

(匿名加工情報データベース等)

第六条 法第二条第十項の政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(要配慮個人情報をも本人の同意なく取得することができる場合)

第七条 法第十七条第二項第六号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

て識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)

ハ 電話番号

二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

(保有個人データから除外されるもの)

第三条 法第二条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(保有個人データから除外されるものの消去までの期間)

第四条 法第二条第五項の政令で定める期間は、六月とする。

(新設)

(新設)

二 法第二十三条第五項各号に掲げる場合において、個人データである
要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(保有個人データの適正な取扱いの確保に關し必要な事項)

第八条 法第二十七条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

第九条 法第二十八条第二項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

(開示等の請求等を受け付ける方法)

第十条 法第三十二条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げる
とおりとする。

一 開示等の請求等の申出先

二 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。第十条第一項及び第二十一条第三項において同じ。)の様式その他の開示等の請求等の方式

三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であること
の確認の方法

四 法第三十三条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の請求等を行うことができる代理人)

第十一条 法第三十二条第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 (略)

二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

(保有個人データの適正な取扱いの確保に關し必要な事項)

第五条 法第二十四条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

第六条 法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

(開示等の求めを受け付ける方法)

第七条 法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げる
とおりとする。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であること
の確認の方法

四 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の求めを行うことができる代理人)

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めを行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 (略)

二 開示等の求めを行うことにつき本人が委任した代理人

○個人情報保護委員会規則第三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、個人情報の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十八年十月五日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

個人情報の保護に関する法律施行規則

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第二条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法

により電子計算機の用に供するために変換することとする。

(証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号

)

第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 令第一条第七号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号

二 令第一条第七号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号
(旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号)

第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第四十七条第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

二 健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

三 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び
保険者番号

四 船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国
政府の発行したものを除く。）の番号

六 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

七 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の七の加入者証の加入者
番号

八 私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号

九 私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号

十 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の四第一項に規定する高齢受給
者証の記号、番号及び保険者番号

十一 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十九条の組合員証の記号、

番号及び保険者番号

- 十二 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十三 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十四 国家公務員共済組合法施行規則第二百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十五 地方公務員等共済組合法規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- 十六 地方公務員等共済組合法規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十七 地方公務員等共済組合法規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十八 地方公務員等共済組合法規程第一百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十九 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

二十 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

（要配慮個人情報）

第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達

障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げる

ものを除く。）

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

（法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者）

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次 第一章〜第四章（略） 第四章の二 行政機関非識別加工情報の提供（第四十四条の二―第四十四条の十六） 第五章 雑則（第四十五条―第五十二条） 第六章（略） 附則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p>目次 第一章〜第四章（略） 〔新設〕 第五章 雑則（第四十五条―第五十二条） 第六章（略） 附則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより</p>

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。

5| この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

6| 7| (略)

8| この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの）（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができ、個人に関する情報である場合にあつては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないこととをいう。第四十四条の十第一項において同じ。）ように個人情報加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにした

3| この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4| 5| (新設) (略)

ものをいう。

一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報の記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があつたとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。
イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全

〔新設〕

部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを作成する保有個人情報加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの
二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと政令で定めるもの

11 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第
二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同
じ。）

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

（利用目的の明示）

第四条 行政機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む

〔新設〕

〔新設〕

（利用目的の明示）

第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁

む。に記録された当該本人の個人情報を取得するとき
は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、
その利用目的を明示しなければならない。

一・二 (略)

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、
独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人
が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
れがあるとき。

四 (略)

(正確性の確保)

第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の
政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定
める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要
な範囲内で、保有個人情報(行政機関非識別加工情報)(
行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。
次条第二項において同じ。及び削除情報(第四十四
条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及
び第十条第二項第五号の三において同じ。)に該当する
ものを除く。次条第一項、第八条及び第十二条第一項に
おいて同じ。)が過去又は現在の事実と合致するよう努
めなければならない。

气的方式その他人の知覚によつては認識することができ
ない方式で作られる記録(第二十四条及び第五十五条に
おいて「電磁的記録」という。)を含む。)に記録され
た当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場
合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明
示しなければならない。

一・二 (略)

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、
独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報
の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号。以
下「独立行政法人等個人情報保護法」という。))第二
条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。
)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立
行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二条第一
項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))
が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
れがあるとき。

四 (略)

(正確性の確保)

第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の
政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定
める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要
な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致
するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報(行政機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第三十八条、第四十八条、第五十条及び第五十一条において同じ。)の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条、第五十一条及び第五十一条の五から第五十一条の七までにおいて同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一五 (略)

五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

六十 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一五 (略)

五の二 行政機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

五の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

六十 (略)

(安全確保の措置)

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一五 (略)

〔新設〕

六十 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一五 (略)

〔新設〕

〔新設〕

六十 (略)

3 十一 第二条第六項第二号に係る個人情報ファイル
(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2・3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 (略)

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ、ハ (略)

3 十一 第二条第四項第二号に係る個人情報ファイル
(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(第三項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2・3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 (略)

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ、ハ (略)

三〇七 (略)

(部分開示)

第十五条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十二條 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を送った独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報と、開示請求を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第十二条第二項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項中「第十三条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三条第三項」とする。

3 (略)

(独立行政法人等への事案の移送)

第三十四條 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案

三〇七 (略)

(部分開示)

第十五条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十二條 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を送った独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第十二条第二項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項中「第十三条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三条第三項」とする。

3 (略)

(独立行政法人等への事案の移送)

第三十四條 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案

個人情報保護に関する基本方針の一部変更（平成28年10月28日閣議決定） 新旧対照表（抜粋）

（変更箇所は下線・太字で表記）

一部変更後（平成28年10月28日一部変更）	一部変更前（平成28年2月19日一部変更）
<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する基本方針</p> <p>3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>(1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進</p> <p>地方公共団体の保有する個人情報の保護については、<u>法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。</u></p> <p>条例の制定又は見直しに当たっては、<u>法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱、非職別加工情報を提供するた</u> <u>めの仕組みの整備</u>等の事項について留意することが求められる。</p> <p><u>国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力をを行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する基本方針</p> <p>3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>(1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進</p> <p>地方公共団体の保有する個人情報の保護 <u>対策</u> については、<u>法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。</u></p> <p>条例の制定又は見直しに当たっては、<u>法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、いわゆるマニュアル処理に係る個人情報保護を保護対象とすること、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、事務の特性に配慮した対象機関のあり方、自己情報の開示・訂正・利用停止等の本人関与の仕組みの充実、適切な苦情処理や不服申立て制度等の救済措置の整備、外部委託に係る個人情報の保護措置の整備、個人情報の漏えい等に対する罰則の検討、いわゆる「オンライン禁止規定」の見直し</u>等の事項について留意することが求められる。</p> <p><u>また、いわゆる「過剰反応」が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。</u></p>

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方

個人情報保護の推進において、住民・事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では、区域内の実情に応じて、住民・事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。

各地方公共団体においては、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組みとともに、区域内の事業者等の主体的な取組を促進するため、事業者からの相談等に適切に対応することが求められる。

また、個人情報の取扱いに係る事業者と本人の間のルールについて、地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として重要であるが、その運用は、法及び個人情報保護委員会のガイドライン等との整合性に配慮する必要がある。また、地方公共団体がその実情に応じて講じようとする措置については、事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、他の地方公共団体との連携に留意するとともに、特に、事業者等に新たな義務を課すこととなる場合には、当該地方公共団体の区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要である。

② 地方公共団体の部局間の相互連携

地方公共団体は、法の施行に関し、自ら保有する個人情報の保護、その区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等、さらには、法第77条及び

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

① 広報・啓発等住民・事業者等への支援のあり方

個人情報保護の推進において、住民・事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では、区域内の実情に応じて、住民・事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講じるよう努めなければならないものとされている。

特に、法の適切な定着に向け、各地方公共団体においては、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組みとともに、区域内の事業者等の主体的な取組を促進するため、事業者からの相談等に適切に対応することが求められる。

また、個人情報の取扱いに係る事業者と本人の間のルールについては、国の立法と並行し、あるいは先行して、地方公共団体において検討され、既に条例の制定等により、実施されているところである。こうした地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として重要であるが、その運用は、法及び各省庁のガイドライン等との整合性に配慮する必要がある。また、地方公共団体がその実情に応じて講じようとする措置については、事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、他の地方公共団体との連携に留意するとともに、特に、事業者等に新たな義務を課すこととなる場合には、当該地方公共団体の区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要である。

② 地方公共団体の部局間の相互連携

地方公共団体は、法の施行に関し、自ら保有する個人情報の保護、その区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等、さらには、法第67条及び

一部変更後（平成28年10月28日一部変更）

個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第21条の規定により事業所管大臣又は金融庁長官（以下「事業所管大臣等」という。）に委任された権限 を行使することとまで、広範で多様な施策の実施が求められている。地方公共団体においては、こうした多様な施策は、個人情報の保護に関する条例の所管部局、住民からの苦情の相談を担う部局、各事業・事業者の振興・支援を担う部局等相当数の部局にまたがるものと見込まれるが、個人情報に関する住民の権利利益の保護の実効性を確保するためには、広範な施策が一体的・総合的に講じられるよう、関係部局が相互に十分な連携を図る必要がある。

また、事業者からの相談や住民からの苦情等の相談の利便性の観点から、連携体制の確保に併せて、関係部局間の役割分担と窓口を明らかにして、これを公表すること等により周知することが望まれる。

(3) 国・地方公共団体の連携の在り方

事業者に対する報告の徴収等の 事業所管大臣等に委任された権限 については、法第77条及び令第21条の定めるところにより、地方公共団体がその事務を処理することとされるものがあるが、他方、地方公共団体の区域をまたがって事業者が活動している場合等においては、地方公共団体が十分に事業者の事業活動を把握することが難しいことも考えられる。このため、地方公共団体と 事業所管大臣等 は、基本方針に基づき各窓口を活用し、十分な連携を図ることとし、地方公共団体は、事業所管大臣等 に必要な情報の提供等の協力を求めることと、事業所管大臣等 は、必要な場合には、令第21条第2項に基づき自ら権限を行使するものとする。

また、法制度についての広報・啓発、苦情の相談等の業務についても、住民や事業者等に混乱を生じさせないよう、国と地方公共団体が相協力することが

一部変更前（平成28年2月19日一部変更）

令第11条の規定により 主務大臣の権限 を行使することとまで、広範で多様な施策の実施が求められている。地方公共団体においては、こうした多様な施策は、個人情報の保護に関する条例の所管部局、住民からの苦情の相談を担う部局、各事業・事業者の振興・支援を担う部局等相当数の部局にまたがるものと見込まれるが、個人情報に関する住民の権利利益の保護の実効性を確保するためには、広範な施策が一体的・総合的に講じられるよう、関係部局が相互に十分な連携を図る必要がある。

また、事業者からの相談や住民からの苦情等の相談の利便性の観点から、連携体制の確保に併せて、関係部局間の役割分担と窓口を明らかにして、これを公表すること等により周知することが望まれる。

(3) 国・地方公共団体の連携のあり方

個人情報取扱 事業者 に対する報告の徴収等の 主務大臣の権限 については、法第67条及び令第11条第1項の定めるところにより、地方公共団体がその事務を処理することとされるものがあるが、他方、地方公共団体の区域をまたがって事業者が活動している場合等においては、地方公共団体が十分に事業者の事業活動を把握することが難しいことも考えられる。このため、地方公共団体と 各省庁 は、基本方針に基づき各窓口を活用し、十分な連携を図ることとし、地方公共団体は、各省庁 に必要な情報の提供等の協力ととともに、各省庁 は、必要な場合には、令第11条第3項に基づき自ら権限を行使するものとする。

また、法制度についての広報・啓発、苦情の相談等の業務についても、住民や事業者等に混乱を生じさせないよう、国と地方公共団体が相協力することが

一部変更後（平成28年10月28日一部変更）

重要であり、このため、個人情報保護委員会及び独立行政法人国民生活センターは、広報資料や苦情処理マニュアル等の情報の提供を図るとともに、各窓口の活用により個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする。

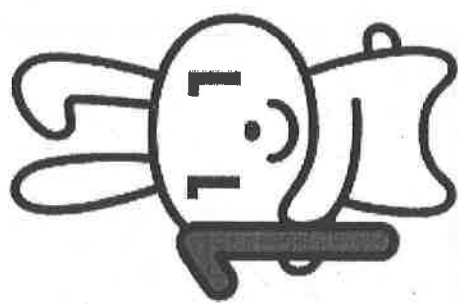
一部変更前（平成28年2月19日一部変更）

重要であり、このため、個人情報保護委員会、各省庁及び独立行政法人国民生活センターは、広報資料や苦情処理マニュアル等の情報の提供を図るとともに、各窓口の活用により個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする。

参考資料

改正個人情報保護法の施行に向けた動向

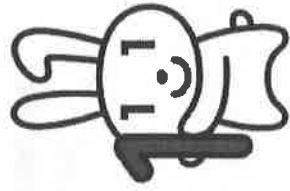
平成28年9月23日
個人情報保護委員会事務局



目次

1. 個人情報保護法の改正
2. 個人情報保護法の施行に向けた動き
 - (1) 個人情報保護委員会
 - (2) 改正と政令案等のポイント

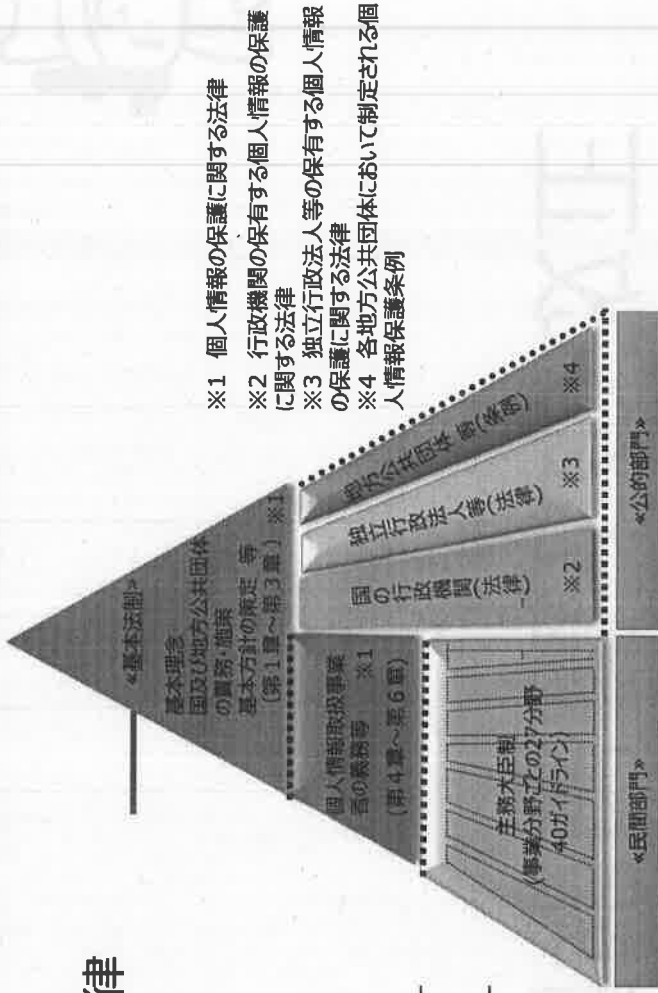
1. 個人情報保護法の改正



個人情報保護制度の体系

個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法) ※1

事業等を所管する各省庁において、審議会の議論等を経て、27分野について38のガイドラインを策定



分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁
医療(一般)	厚生労働省	放送	総務省	雇用管理(一般)	厚生労働省	福祉	厚生労働省
医療(研究)	文部科学省	郵便	総務省	雇用管理(船員)	国土交通省	国土交通	国土交通省
	厚生労働省	信書便	総務省	職業紹介等(一般)	厚生労働省	環境	環境省
	経済産業省	経済産業	経済産業省	職業紹介等(船員)	国土交通省	防衛	防衛省
金融	文部科学省	警察	国家公安委員会	労働者派遣(一般)	厚生労働省		
	厚生労働省	法務	法務省	労働者派遣(船員)	国土交通省		
信用	厚生労働省	外務	外務省	労働組合	厚生労働省		
	金融庁	財務	財務省	企業年金	厚生労働省		
電気通信	経済産業省	文部科学	文部科学省	農林水産	農林水産省		
	総務省						

個人情報保護法は、個人の権利利益保護と個人情報の有用性のバランスを図るため、個人情報を取扱う事業者の取得・利用・提供等個人情報に関する一切の行為について遵守すべき義務及び行政の監視・監督権限を定めること等により、個人情報の適正な取り扱いを確保するものである。

○ 定義

・ 個人情報の定義 (§2)

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

・ 個人情報取扱事業者 (§2)

その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定める者（過去6か月以内のいずれの日においても5000を超えない者）

○ 利用目的に関する規律

・ 個人情報の利用目的の特定 (§15)、目的外利用の禁止 (§16)

個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定し、原則として、あらかじめ本人同意を得ないで、その目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

・ 適正な取得 (§17)、取得時の利用目的の通知等 (§18)

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならず、取得時は本人へ速やかに利用目的を通知又は公表しなければならない。また、本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

○ 第三者提供の制限

・ 第三者提供の制限 (§23)

あらかじめ本人の同意を得ないで本人以外の者にデータを提供してはならない（ただし、例外規定あり）。

※委託、事業承継及び共同利用の場合は相手方は第三者に該当しない。

○ 事故防止のための措置

・ データ内容の正確性の確保 (§19)

データは正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

・ 安全管理措置 (§20)、従業者・委託先の監督 (§21-22)

データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切かつ技術的・組織的な保護措置を講じなければならず、また安全にデータ管理するため、従業者や委託先へ必要・適切な監督を行わなければならない。

○ 本人の求めに応じる義務

・ 利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等 (§24-27)

一定のデータについて、利用目的等を本人の知りうる状態に置き、本人からの求めに応じてデータを開示、内容に誤りのあるときは訂正等、法律上の義務に違反する取扱いについては利用停止等を行わなければならない。

○ 苦情処理 (§31)・主務大臣の助言 (§33)、勧告及び命令 (§34) 等による不適正な個人情報の取扱いの是正

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

個人情報保護法の改正の概要①

<p>1. 個人情報保護委員会の新設及びその権限</p>	
<p>個人情報保護委員会 (H28.1.1施行時点) 第50条～第65条 (全面施行時点) 第40条～第44条、 第59条～第74条</p>	<p>内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、 現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告徴収及 び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）</p>
<p>2. 個人情報の定義の明確化</p>	
<p>個人情報の定義の明確化 第2条第1項、第2項</p>	<p>特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報で あるため、これを個人情報として明確化する。</p>
<p>要配慮個人情報 第2条第3項</p>	<p>本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報について は、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト） を禁止。</p>
<p>3. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保</p>	
<p>匿名加工情報 第2条第9項、第10項、 第36条～第39条</p>	<p>特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加 工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。</p>
<p>個人情報保護指針 第53条</p>	<p>個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。 個人情報保護委員会は、その内容を公表。</p>

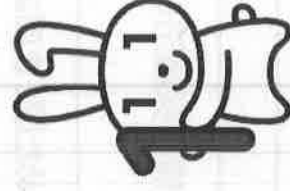
個人情報保護法の改正の概要②

<p>4. 個人情報の取扱いのグローバル化</p>	<p>国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供 第75条、第78条</p> <p>日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。</p>
<p>外国事業者への第三者提供 第24条</p>	<p>個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。</p>
<p>5. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）</p>	<p>トレーサビリティの確保 第25条、第26条</p> <p>受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。</p>
<p>データベース提供罪 第83条</p>	<p>個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。</p>
<p>6. その他改正事項</p>	<p>オプトアウト規定の厳格化 第23条第2項～第4項</p> <p>オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。</p>
<p>利用目的の制限の緩和 第15条第2項</p>	<p>個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。</p>
<p>小規模取扱事業者への対応 第2条第5項</p>	<p>取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用。</p>

2. 個人情報保護法の施行に向けた動き

(1) 個人情報保護委員会

(2) 改正と政令案等のポイント



沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置
(特定個人情報保護委員会から改組)

(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

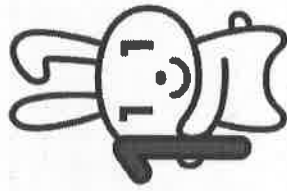
所掌事務

(平成28年8月時点)

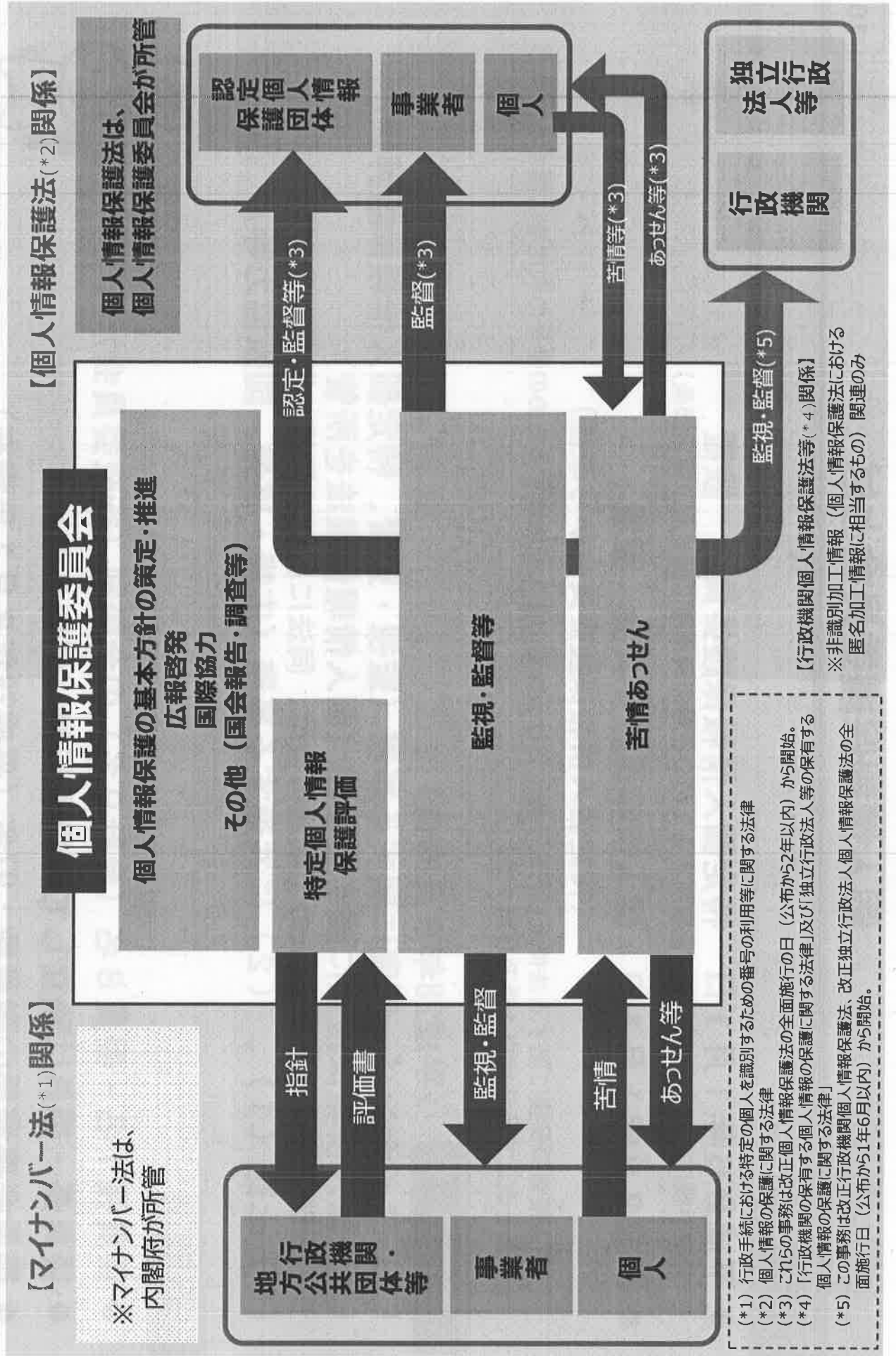
- (1) マイナンバー制度に関する事務 (監視・監督、特定個人情報保護評価)
- (2) 個人情報保護法に関する事務 (個人情報保護法を所管)
※改正個人情報保護法の全面施行後は、同法に基づく監視・監督業務が追加。
- (3) 上記(1)、(2)に共通する事務 (広報・啓発、国際協力等)

組織

- 委員長1名・委員8名 (合計9名) の合議制 (行政委員会)
- 委員長・委員は独立して職権を行使 (任期5年)
- 委員会事務局の職員数：97名 (平成28年8月1日現在)



個人情報保護委員会の所掌事務



【マイナンバー法(*1)関係】

※マイナンバー法は、内閣府が所管

【個人情報保護法(*2)関係】

個人情報保護法は、個人情報保護委員会が所管

個人情報保護委員会

個人情報保護の基本方針の策定・推進
 広報啓発
 国際協力
 その他（国会報告・調査等）

特定個人情報保護評価

監視・監督等

苦情あつせん

認定・監督等(*3)

監視(*3)

苦情等(*3)
あつせん等(*3)

行政機関
 独立行政法人等

- (*1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (*2) 個人情報の保護に関する法律
- (*3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（公布から2年以内）から開始。
- (*4) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」
- (*5) この事務は改正行政機関個人情報保護法、改正独立行政法人個人情報保護法の実行日（公布から1年6月以内）から開始。

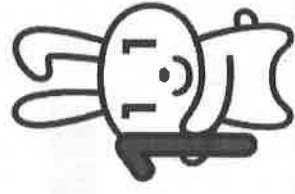
【行政機関個人情報保護法(*4)関係】
 ※非識別加工情報（個人情報保護法における匿名加工情報に相当するもの）関連のみ

監視・監督(*5)

2.個人情報保護法の施行に向けた動き

(1) 個人情報保護委員会

(2) 改正と政令案等のポイント



1. 個人識別符号

- 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
 - ・ 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）
 - ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）

○政令・委員会規則で以下の番号・符号を個人識別符号と規定する予定。

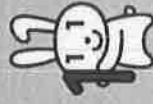
- ① DNA、顔、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機のために変換した符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
- ② 公的な番号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の被保険者番号等）



旅券番号



運転免許証番号



マイナンバー



顔認識データ



指紋認識データ

2. 要配慮個人情報の規定の新設

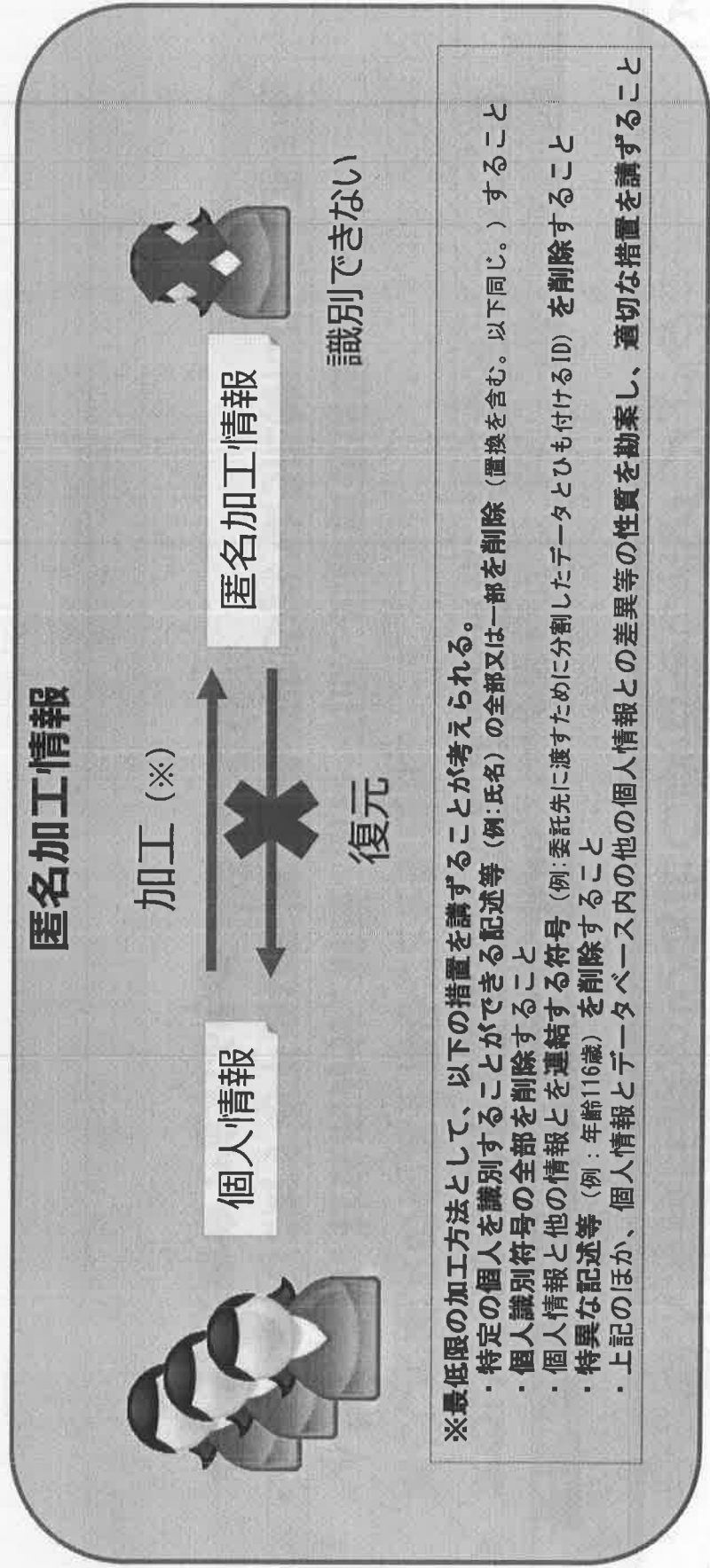
- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないよう特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報^{要配慮個人情報}と規定する予定。

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

3. 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



4. 小規模事業者への配慮

- 取り扱う個人情報の数が5000人以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定

○ガイドラインにおいて、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とともに、小規模の事業者の特例的な対応（手法の例示を含む。）を示す予定。
 ○なお、ガイドラインにおける「安全管理措置」の内容（特例含む。）は、原則、番号法ガイドラインに準じるものとするが、番号法固有の観点から講じることとされている措置に関する記載等は、適切に見直す予定。

（例）・組織的安全管理措置の「取扱状況等の記録」に関する記載

・物理的安全管理措置の「区域の管理」に関する記載 等



1. 基本方針とは

- 個人情報保護法第7条第1項の規定に基づき政府が策定する、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための方針(平成16年4月2日閣議決定、平成28年2月19日最終変更)。
- 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向を示すとともに、国、地方公共団体、独立行政法人等及び個人情報取扱事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定める。

2. 基本方針の見直し

- 改正法の全面施行に伴い、個人情報及び情報セキュリティをめぐる状況の変化や国際的な政策の方向性、監督権限の一元化等を踏まえ、全面的な見直しを実施。
※ 基本方針の一部変更案について、個人情報保護委員会において意見募集中(平成28年9月8日～10月7日)

3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方

個人情報保護の推進において、住民・事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では、区域内の実情に応じて、住民・事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。(略)

また、個人情報の取扱いに係る事業者と本人の間のルールについて、地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として重要であるが、その運用は、法及び個人情報保護委員会のガイドライン等との整合性に配慮する必要がある。また、地方公共団体がその実情に応じて講じようとする措置については、事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、他の地方公共団体との連携に留意するとともに、特に、事業者等に新たな義務を課すこととなる場合には、当該地方公共団体の区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要である。

改正個人情報保護法の施行スケジュール

	2015年(H27年) 下半期	2016年(H28年) 上半期	2016年 下半期	2017年(H29年) 上半期
国会関係	同意人事			
施行準備	改正個人情報保護法成立 内閣官房	個人情報保護委員会設置 ※1 委員会規則・ガイドライン等の策定	周知広報	改正個人情報保護法全面施行(権限一元化)
法執行	消費者庁 主務大臣 現行法の所管	現行法に基づく監督	改正法の所管	改正法に基づく監督

H27.9.9公布

H28.1.1設置

公布後2年以内に施行
(H29年春頃を想定)

※1 2016年(H28年)1月1日

※2 改正法の公布の日から2年以内で政令で定める日

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第3節 地方公共団体の施策

（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（区域内の事業者等への支援）

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第13条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

H28. 11. 28 県政情報文書課

熊本県個人情報保護条例改正スケジュール（予定）

- H28. 11. 11 各実施機関へ意見照会（12/2 期限）
- H28. 11. 28 個人情報保護制度審議会（第1回）
（内容）
 - ・改正概要の説明、意見聴取
- H28. 12. 19 個人情報保護制度審議会（第2回）
（内容）
 - ・改正に係る諮問

↓

＜答申＞
- H29. 1 月下旬 法令審議会
- H29. 2 月 議会付議
- H29. 4 月以降 個人情報保護制度審議会（H29 年度第1回）
（内容）
 - ・収集を原則禁止する個人情報の収集に係る諮問

↓

＜答申＞
- H29. 秋頃 条例施行

※匿名加工情報（非識別加工情報）の制度については、H29 年度以降に条例改正を行う際に個人情報制度審議会への諮問を行う予定。

平成28年度 個人情報保護制度審議会議事見込

【第1回】11月28日(月)

- ・熊本県個人情報保護条例の一部改正について(意見聴取)
- ・平成27年度の個人情報保護制度運用状況

【第2回】12月19日(月)

- ・熊本県個人情報保護条例の一部改正について(諮問)
- ・防犯カメラ等により個人情報を収集する事務の諮問のあり方について
(意見聴取)

【第3回】2月予定

- ・防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について等(諮問)

※この他、各所属からの諮問案件があれば、随時対応する。

平成27年度個人情報保護制度運用状況について

1 実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		件数
知 事	知事公室	18
	総務部	136
	企画振興部	57
	健康福祉部	449
	環境生活部	147
	商工観光労働部	103
	農林水産部	217
	土木部	144
	出納局	3
	企業局	11
	地域振興局	11
	小計	1,296
議会		12
教育委員会		124
選挙管理委員会		5
人事委員会		10
監査委員		4
公安委員会		5
警察本部長		115
労働委員会		5
収用委員会		2
熊本県有明海区漁業調整委員会		2
天草不知火海区漁業調整委員会		2
内水面漁場管理委員会		2
病院事業の管理者		4
公立大学法人熊本県立大学		21
合計		1,609

(注)登録対象事務とは、条例第6条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの」をいう。

2 自己情報開示請求に対する決定等の状況

(単位:件)

開示請求件数	請求に対する 決定等件数	請求に対する決定等の内容				
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
104	150 (168)	22 (37)	115 (117)	1 (0)	6 (9)	6 (5)

* () 内は平成26年度の状況を示す。なお開示請求件数は平成27年度から項目を追加した。

001						
002						
003						
004						
005						
006						
007						
008						
009						
010						
011						
012						
013						
014						
015						
016						
017						
018						
019						
020						
021						
022						
023						
024						
025						
026						
027						
028						
029						
030						
031						
032						
033						
034						
035						
036						
037						
038						
039						
040						
041						
042						
043						
044						
045						
046						
047						
048						
049						
050						
051						
052						
053						
054						
055						
056						
057						
058						
059						
060						
061						
062						
063						
064						
065						
066						
067						
068						
069						
070						
071						
072						
073						
074						
075						
076						
077						
078						
079						
080						
081						
082						
083						
084						
085						
086						
087						
088						
089						
090						
091						
092						
093						
094						
095						
096						
097						
098						
099						
100						

上記の合計、各年度の合計、及び開示請求件数、不開示件数、部分開示件数、取下げ件数、及び存在しない件数を示す。なお、開示請求件数は平成27年度から項目を追加した。

3 自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	開示請求 の件数	開示請求 に対する 決定等	開示請求に対する決定等の内容				
				全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
知 事	知事公室	0	0					
	総務部	0	0					
	企画振興部	0	0					
	健康福祉部	5	6	4	2			
	環境生活部	5	6	2	2	1		1
	商工観光労働部	2	2	2				
	農林水産部	0	0					
	土木部	1	1	1				
	出納局	0	0					
	企業局	0	0					
	地域振興局	0	0					
	小 計	13	15	9	4	1	0	1
議会		0	0					
教育委員会		7	8	5	3			
選挙管理委員会		0	0					
人事委員会		2	2	2				
監査委員		0	0					
公安委員会		0	0					
警察本部長		79	122	3	108		6	5
労働委員会		0	0					
収用委員会		0	0					
熊本県有明海区漁業調整委員会		0	0					
天草不知火海区漁業調整委員会		0	0					
内水面漁場管理委員会		0	0					
病院事業の管理者		3	3	3				
公立大学法人熊本県立大学		0	0					
合 計		104	150	22	115	1	6	6

4 自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位:件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成26年度末現在審理継続中のもの	平成27年度中の申立て	決 定				取下げ	平成27年度末現在審理継続中のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
3	0	0	3	0	0	0	0

5 口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
職員選考考査	11	317	
任命権者面接試験	0	115	
熊本県福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修修了試験	1	9	
熊本県准看護師試験	10	685	
熊本県調理師試験	27	876	
熊本県製菓衛生師試験	1	48	
熊本県ふぐ処理師試験	2	44	
登録販売者試験	7	627	
毒物劇物取扱者試験	8	454	
熊本県クリーニング師試験	1	17	
狩猟免許試験	3	454	
内閣府青年国際交流事業中間選考会	0	2	
グローバルジュニアドリーム事業高校生リーダー選考会	0	48	
グローバルジュニアドリーム事業団員選考会	0	53	
職業訓練指導員試験	2	19	
熊本県男女共同参画審議会公募委員選考審査	0	10	
技能検定試験	10	2,599	
採石業務管理者試験	0	41	
砂利採取業主任者試験	0	3	
高等技術専門校訓練生入校選考	2	63	
熊本県職員採用候補者選考試験(技術職員)	1	8	
主任計量者試験	0	13	
家畜人工授精に関する講習会の修業試験	0	36	
家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験	0	7	
農業大学校入学者選抜試験	2	18	
熊本県臨時職員採用試験	0	330	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	8	127	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験(免許資格職)	0	12	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験(理化学職)	0	1	
熊本県保健環境科学研究所臨時職員採用試験	0	6	
熊本県非常勤職員採用試験	6	692	
計	102	7,734	

議会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
非常勤職員採用試験	0	34	
計	0	34	

教育委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
熊本県職員選考考査	0	30	
非常勤職員採用試験	0	77	
計	0	107	

人事委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
職員採用試験(大学卒業程度)	436	921	
職員採用試験(免許資格職)	39	70	
職員採用試験(短期大学卒業程度)	3	52	
職員採用試験(高等学校卒業程度)	52	188	
職員採用試験(身体障がい者選考試験)	2	19	
職員採用試験(警察官A)	159	530	
職員採用試験(警察官B)	91	587	
計	782	2,367	

警察本部長

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
熊本県警察職員選考採用試験	1	34	
熊本県警察臨時職員採用試験	0	13	
熊本県警察非常勤職員採用試験「カラーガード」以外	1	82	
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	2	171	
改正警備業法(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査	1	1	
警備員指導教育責任者講習修了考査	34	34	
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考査	54	110	
教習指導員資格審査	0	129	
技能検定員資格審査	0	69	
停止処分者講習	11	2,850	
運転免許試験	5,962	29,401	
原付免許試験	193	245	
計	6,259	33,139	

公立大学法人熊本県立大学

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
一般入試	84	1,692	
自己推薦型入試	12	197	
特別選抜	4	152	
大学院入試	5	54	
計	105	2,095	
総 計	7,248	45,476	

(注)

- ・本表は、平成27年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成28年度にまたがったものも含む。ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の5月1日から6月30日までであるので、平成26年度中に実施した試験についての実績を計上している。

6 自己情報訂正請求に対する決定等の状況

0件

7 自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0件

8 自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

0件

9 自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0件

10 個人情報の取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

(単位:件)

申出件数	申出に対する対応状況		
	対応済み	検討中	未検討
0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

* () 内は平成26年度の状況を示す。